

質疑回答書

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
1	現地説明会					【6/12 現地説明会】 開発しないとのことだったが、当初の開発の申請図の提供は可能か。	【6/12 現地説明会】 当該計画地の造成時期が都市計画区域指定以前であるため、開発行為許可申請に係る書類がない。当時の測量図を公開するので、参考に設計すること。
							【追記】 当時の測量図に関してホームページにて公開済み。現況地盤ではなく当時のデータであるため、注意すること。
2	現地説明会					【6/12 現地説明会】 西側の既存の擁壁を撤去して、外構計画にて新たに擁壁を設置することは可能か。また、隣地に擁壁を移してもらう場合等の折衝は誰が担当するのか。	【6/12 現地説明会】 隣地との調整の方法は決定していないが、今後隣地所有者と議論し、どの範囲まで外構計画に含めてよいか確認する。
							【追記】 擁壁の設置については町有地のみ対応とする
3	現地説明会					【6/12 現地説明会】 敷地東側に土留め等があるが入り口を変更する事は可能か。	【6/12 現地説明会】 出入口については開発行為と関係してくるため、確認し結果をホームページで公開する。（現地回答）
							【追記】 道路管理者（町）との協議になる。事業者の提案内容により変更は可能とする。ただし、当該箇所は夜の森の桜並木に隣接しているため、提案内容に応じて実施の可否は判断していきたい。
4	現地説明会					【6/12 現地説明会】 現地説明会では、建設関連の質疑のみを受け付けているのか。	【6/12 現地説明会】 認識のとおり。（現地回答）
5	現地説明会					【6/12 現地説明会】 質問受付が8/29までだが、回答はすぐもらえるのか。	【6/12 現地説明会】 隣地との交渉が必要なもの等については、回答期間を要するが、参加申し込みに関わる質問については早急に回答したい。
							【追記】 早期に回答が可能な質問は1週間程度で回答する予定。
6	現地説明会					【6/12 現地説明会】 質問を書面で提出した場合、質問者の情報も公開されるのか。	【6/12 現地説明会】 公表する内容は、質問およびその回答のみである。（現地回答）
7	公募要領	8	第2章	第8節		【6/18 受付】 基本契約締結時期について、別紙事業スケジュールと相違しているがどちらが正ですか	【6/26 回答】 別紙事業スケジュールには、基本契約締結に向けた手続きの期間も記載している。町は2026年2月以降の締結完了を想定している。

8	公募要領	12	第3章	第4節	3	4	【6/18 受付】 維持管理運営業務を行う者に必要な資格とは具体的に何を指しますか	【6/26 回答】 公募要領における維持管理運営業務を行う者に必要な資格とは、維持管理・運営業務を遂行するに必要な法的な資格等である。ただし提案内容に応じ、サービスや施設設備それらの維持運営に必要な資格が異なるため、提案時に十分留意されたい。 なお、施設の維持管理に関しての保守点検等の業務を他社に再委託することは可としているため、その場合はこの限りではない。
1	公募要領	11	第3章	第4節	(1)		【6/27 受付】 事業期間中に代表企業を変更することは可能でしょうか	【7/3 回答】 代表企業の変更は認めない。
2	公募要領	12	第3章	第5節			【6/27 受付】 グループにて事業期間中連携はしていきますが、連帯責任という言葉削除していただくことは可能でしょうか。	【7/3 回答】 本事業に係る事業の執行の担保ができないため、文言の削除はしない。 応募グループ間で協議し、責任の所在を明確にした上で対応すること。 なお、各事業契約が完了し、町の完了検査受験後に成果品等の引き渡し完了した事業者においては、一般的な瑕疵担保責任を除き、責を負わないものと町は認識している。
3	公募要項	16	第4章	第1節			【6/27 受付】 維持管理・運営業務を複数の構成員で行う場合、契約は連名で行う事は可能でしょうか	【7/3 回答】 指定管理者制度（一括発注）の観点から複数社との協定締結は不可。なお、再委託は可能とする。
4	要領	19	第2章	第2節	(4)		【6/27 受付】 交流広場330㎡程度を想定するとありますが、確認申請上は、不特定多数が利用する集会場となる旨を記載の上、建物の大きさは自由提案で良いでしょうか。	【7/3 回答】 自由提案で差し支えないが、要求水準を満たし、基本計画における整備イメージ、コンセプトから大きく逸脱しないこと。
5	要求水準書	22	第2章	第3節	2	(2)	【6/27 受付】 設計が完了した時点で、工事費訳書を提出することになっていると思いますが 内訳書の仕様は、民間の仕様で宜しかったでしょうか。	【7/3 回答】 内訳書の仕様は公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）を準用すること。
6	要求水準書	22	第2章	第3節	2	(2)	【6/27 受付】 設計内訳書、施工の内訳書の単価は、民間の実勢単価で作成して宜しかったでしょうか。 福島の公共単価を開示頂ければ、公共単価の作成することも可能ですが、今回の公募上の金額に積みあがらなかった場合は、どのようにお考えでしょうか。	【7/3 回答】 公募型プロポーザルによる事業者選定となることから、民間の実勢単価で作成することで差し支えない。
7	要求水準書	23	第2章	第3節	2	(2)	【6/27 受付】 実施設計の成果物として施工計画書が含まれていますが、お間違いないでしょうか。契約も分離となっているので、設計段階での成果物としての提出をご再考いただきたいです。	【7/3 回答】 お見込みのとおり。実施設計業務において施工計画書については提出を求めない。

8	リスク分担表		共通	物価変動 リスク		【6/27 受付】 物価スライドに関してのリスク分 担をどのようにお考えでしょう か。	【7/3 回答】 要求水準書第1章第5節(2)オ)並びに富 岡町工事請負契約約款(以下約款という) を参照すること。約款で定める額を超えな い場合については事業者が負担することと する。 また、維持管理業務・運営業務においては 原則として指定管理料を上限額とし、増額 は認めない。 ただし、日本国内において急激なインフ レーション又はデフレーションが生じ、請 負代金額が著しく不適当となったときは、 発注者・受注者で指定管理料の増減の変更 協議ができる。
9	基本契約書	6	第5条 第7条	第4項 (7条)		【6/27 受付】 第5条にて1・2項にて役割分担 が記載されておりますが、第7条 第4項にて契約解除内容の 記載があります。予期せぬ事態の 発生時、事業遂行の完遂の為代 表・構成企業の変更は考慮頂けま すでしょうか。	【7/3 回答】 構成企業の変更については状況に応じ変更 を認める場合があるが、代表企業・運営事 業者の変更は原則として認めない。 ただし、運営企業に関しては提供するサー ビスや使用する内装・整備に変更がない場 合は発注者との協議の上変更も検討する。
10	基本契約書	6	第7条	第4項		【6/27 受付】 損害賠償債務の連帯債務を 削除頂くことは可能でしょうか	【7/3 回答】 本事業に係る事業の執行の担保ができない ため、文言の削除はしない。 応募グループ間で協議し、責任の所在を明 確にした上で対応すること。 なお、各事業契約が完了し、町の完了検 査受検後に成果品等の引き渡し完了した 事業者においては、一般的な瑕疵担保責任 を除き、責を負わないものと町は認識して いる。
11	様式1-9 参加資格審査の 附属資料提出確 認書					【6/27 受付】 履歴事項全部証明書等はコピーで もよろしいでしょうか。	【7/3 回答】 複写で差し支えない
12	様式1-9 参加資格審査の 附属資料提出確 認書					【6/27 受付】 納税証明書等は電子証明書のコ ピーでよろしいでしょうか。	【7/3 回答】 複写で差し支えない
13	その他					【6/27 受付】 現場説明書の開示は可能でしょ うか	【7/3 回答】 実施設計が完了していないことから、現場 説明書については作成していない。
14	その他					【6/27 受付】 本事業は計画通知を行うのでしょ うか。確認申請を行うのでしょ うか。	【7/3 回答】 建築確認申請を行うこととする。
15	公募要領	4	第1章	第3節	(1)	【6/27 受付】 代表企業は建物引渡しまでの事業 者間の調整を行うものとありますが、 工事監理委託契約(案)・設計 業務委託契約(案)・工事請負契約 (案)の中に本業務の記載がござい ません。本業務のみ行う構成員が いた場合、別途業務委託契約を締 結するという認識で宜しいでしょ うか?また、その場合の業務報酬 は無償と考えています。	【7/3 回答】 代表企業の位置付けは、基本契約において 定められているものであり、代表企業が行 う調整業務に対し、別途業務委託契約を締 結することはない。 代表企業に求められる役割としては、構成 員(企業)を統括するとともに、発注者か らの依頼を各企業(構成員)に伝達するこ と、質疑があった際の窓口として機能する こと、及び打合せ開催時の調整を行う事等 が想定される。

16	公募要領	12	第3章	第5節	7	【7/9 受付】 【7/3質疑回答書2頁2の回答への追加質問です。】設計・建設・工事監理会社が、成果物等の引渡し完了すれば、設計・建設・工事監理会社は、維持管理・運營業務に関する連帯責任を負わないという認識で宜しいでしょうか？ (契約不適合責任を除く)	【7/11 回答】 7/3質疑回答書2頁2の回答のとおり。連帯責任の所在については応募グループ間で協議しあらかじめ取り決めること。
17	基本契約書	6	第7条	第4項		【7/9 受付】 【7/3質疑回答書3頁10の回答への追加質問です。】設計・建設・工事監理会社が、成果物等の引渡し完了すれば、設計・建設・工事監理会社は、維持管理・運營業務に関する損害賠償の連帯責任を負わないという認識で宜しいでしょうか？ (契約不適合責任を除く)	【7/11 回答】 7/3質疑回答書3頁10の回答のとおり。連帯責任の所在については応募グループ間で協議しあらかじめ取り決めること。
18	公募要領	4	第1章	第3節	(1)	【7/9 受付】 【7/3質疑回答書3頁15の回答への追加質問です。】代表企業は、建設工事中までの調整係としての位置づけと理解しております。維持管理・運営段階では代表企業としての役割はなくなるという理解で宜しいでしょうか？	【7/11 回答】 お見込みのとおり。
19	基本契約書(案)	10	第16条			【7/9 受付】 基本契約第16条の「本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合」というのは、例えば事業契約を不当に締結しなかったような場合を指し、個々の設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理運營業務において要求水準未達だった場合は(13条1項を除いて)これに該当しない(＝それぞれの契約にもとづき責任を負う)という理解でよろしいでしょうか	【7/11 回答】 当該条項については、各事業契約の義務が履行されないことにより他の当事者(事業契約未締結の事業者等)に損害が生じた場合に原因者が損害(例1)の一切を賠償することを定めた条項である。 なお、各事業契約における未達があった場合においては第13条第1項に基づいて連帯して責任を負うこと。 (例1：工事引渡が遅れたことによる運営事業者の雇用に係る人件費等の損害等)